

## <経済環境適応資金>

### 「再生・事業承継支援資金【再生】」

融 資 対 象	1 (通常型) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する中小企業者であり、別に定める計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 2 (感染症対応型) 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生に取り組む産業競争力強化法第2条第22項に規定する中小企業者であり、別に定める計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
融 資 限 度 額	2億円8,000万円
資 金 使 途	事業再生計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
融 資 期 間 及 び 融 資 利 率	10年/年1.5% 13年/年1.6% 15年/年1.7%
据 返 方 法	据置1年以内の分割返済
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし感染症対応型における経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書により、以下のア及びイを満たすことについて確認を行った上で、法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。 ア 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること イ 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない
信 用 保 証	協会の信用保証付(信用保証料は協会所定)とする。国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を適用するものとする。また、感染症対応型における経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率に0.2%を上乗せする。
保 証 料	年0.67%/年0.79% [感染症対応型の場合は0.2%(国補助前は0.8~1.2%(責任共有制度や経営者保証免除対応の有無により異なる))] ※条件変更時の追加保証料は、国補助前の0.8~1.2%で企業負担
責 任 共 有 制 度	対象 ただし、以下に該当する場合は対象外 ・融資対象1について、求償権を消滅させることを目的とした保証の場合 ・融資対象2について、求償権を消滅させることを目的とした保証の場合、又は責任共有制度の対象外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合
推 薦 機 関	県内商工会議所及び商工会
申 込 先	取扱金融機関の県内各店舗
必 要 添 付 書 類	・経営サポート会議の承認等を受けて作成された事業再生計画 等
問 い 合 せ 先	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754 (信用保証について)